

世田谷区情報化推進計画（計画編・実施編、平成26年度～）の概要

内容調整中(130812時点版)

計画編（期間：平成26年度～平成35年度）

1 計画編の位置づけ

計画編は、区の基本構想に基づき策定される基本計画や実施計画、その他の分野別計画等の効果的な実現に向けた、情報化の中長期の方向性を示す指針的な計画と位置づける。

2 情報化方針

基本構想が掲げる区のビジョン等を見据え、情報通信技術 (ICT) を積極的に活用して区政の活性化を促すとともに、多様な主体 (区・区民・各種団体等) とのつながりを支える情報化を目指します。

3 情報化政策

区の将来目標等の実現に向け、以下の情報化政策を推進する。

情報化政策1：区民の力を活かす情報化

区民の立場に立ち、区民にとって使いやすく、より利便性やメリットをもたらすことのできる、区民の力を活かす情報化を推進する。

情報化政策2：行政経営を支援する情報化

情報化の目的と戦略を適切に設定し、情報共有やコミュニケーションの活性化を通して、行政経営を支援する情報化を推進する。

情報化政策3：情報化基盤の強化

庁内情報基盤の整備や外部サービスの効果的な活用、人材育成を通して情報化基盤を強化するとともに、業務継続を強化する。

4 情報化政策に基づく取組み

情報化政策1
区民の力を活かす情報化

- ・ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善
- ・多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援

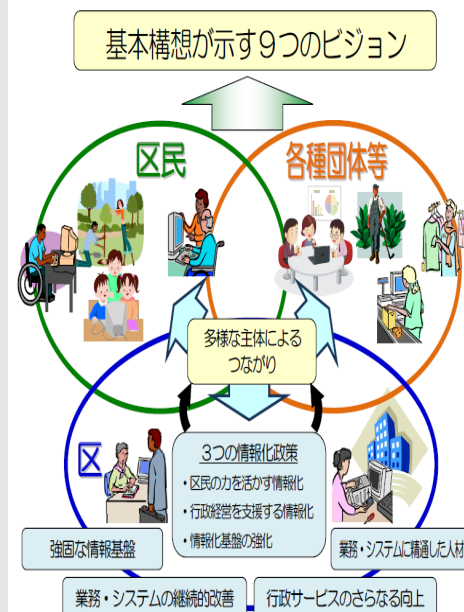
情報化政策2
行政経営を支援する情報化

- ・行政経営の質的向上に向けた情報化の推進
- ・業務、システムの標準化・省力化の推進

情報化政策3
情報化基盤の強化

- ・より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善
- ・情報化政策を支えるICT人材の育成

情報化方針のイメージ



各種計画、個別事業

実施計画における事業

各分野別計画における事業

その他、区民サービスの安定的な提供
や業務継続に係る事業

実施編（期間：平成26年度～平成29年度）※定期的に内容更新予定

1 実施編の位置づけ

実施編は、基本構想が掲げる区の将来目標の実現に向け、計画編で示した情報化方針に沿って短期的に取り組む事業を示すものであり、区の情報化における実施計画と位置づける。

2 実施編の評価・見直し

情報化の分野は技術進화가著しく、行政へのニーズも時代に応じて変化するため、実施編については一定時期に評価・見直しを行う。

3 計画事業

情報化政策	計画事業
情報化政策1 区民の力を活かす情報化	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の充実・高度化の推進 ・行政手続き等の簡素化・利便性向上の推進 ・生涯学習及び学校教育を支援するICT環境の高度化
	1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・双方向の情報交換環境の整備 ・多様な主体による地域コミュニティの活性化に向けた環境整備 ・オープンデータの利用支援
情報化政策2 行政経営を支援する情報化	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・モバイル端末を活用した業務の効率化 ・ペーパーレス環境の整備
	2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT利用環境の改善 ・ICT利活用の支援
情報化政策3 情報化基盤の強化	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善 <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備及び業務継続対策の推進 ・安定した業務運営に向けたシステムリプレイス（機器の更改） ・情報セキュリティの推進 ・ICTガバナンスの推進
	3-2 情報化政策を支えるICT人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの効率的な導入及び運用に向けた人材育成及びライフサイクル・マネジメントの推進